

富谷市告示第132号

建設工事競争入札に参加することができる者の資格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年12月27日

富谷市長 若生 裕俊

建設工事競争入札に参加することができる者の資格基準の一部を改正する告示

建設工事競争入札に参加することができる者の資格基準（平成11年富谷町告示第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

発注工事の種類		条件	等級
大分類	小分類	経営事項審査の総合評定値	
土木工事	土木一式工事, 水道施設工事, とび・土工・コンクリート工事	850点以上	A
		850点未満	B
建築工事	建築一式工事	850点以上	A
		850点未満	B
しゅんせつ工事, 舗装工事	しゅんせつ工事, 舗装工事, 鋼構造物工事	850点以上	A
		850点未満	B
設備工事	電気工事, 管工事, 機械器具設置工事, 電気通信工事	850点以上	A
		850点未満	B
その他	大工工事, 左官工事, 石工事, 屋根工事, タイル・れんが・ブロック工事, 鉄筋工事, 板金工事, ガラス工事, 塗装工事, 防水工事, 内装仕上工事, 熱絶縁工事, 造園工事, さく井工事, 建具工事, 消防施設工事, 清掃施設工事, 解体工事	700点以上	A
		700点未満	B

別表第2(第3条関係)

等級別発注標準請負工事金額

発注工事の種類		等級	請負工事金額の範囲 (千円)
大分類	小分類		
土木工事	土木一式工事, 水道施設工事, とび・土工・コンクリート工事	A	50,000以上
		B	50,000未満
建築工事	建築一式工事	A	50,000以上
		B	50,000未満
しゅんせつ工事, 舗装工事	しゅんせつ工事, 舗装工事, 鋼構造物工事	A	10,000以上
		B	10,000未満
設備工事	電気工事, 管工事, 機械器具設置工事, 電気通信工事	A	10,000以上
		B	10,000未満
その他	大工工事, 左官工事, 石工事, 屋根工事, タイル・れんが・ブロック工事, 鉄筋工事, 板金工事, ガラス工事, 塗装工事, 防水工事, 内装仕上工事, 熱絶縁工事, 造園工事, さく井工事, 建具工事, 消防施設工事, 清掃施設工事, 解体工事	A	5,000以上
		B	5,000未満